

Q2. 60歳未満で基金加入の会社を退職しました。 基金の年金はどうなりますか？

A

必ず将来の年金に結びつきます。（加入期間によって年金の支給先が変わります）

将来、次のどちらかから年金をうけることになります。

- ① 加入10年未満の方は「企業年金連合会」
- ② 加入10年以上の方は「大阪薬業厚生年金基金」

退職後のご案内（退職時にお届けのご住所にお送りします）

- ① の方には「年金の引き継ぎのお知らせ」が企業年金連合会から送られます。
- ② の方には「基金を脱退された皆様へ（ご案内）」が当基金から送られます。

支給開始時期のご案内

- ①②のいずれも、支給開始年齢になったときに手続きが必要です。
- 支給が開始される時期の誕生月にご本人あてに「裁定請求のご案内」をお送りします。

ご注意

退職してから支給開始年齢までのあいだにお名前や住所が変わった時にお届けがないと将来請求する時期がきてもご案内がお手元に届かなくなってしまいます。

まず、退職したときに「大阪薬業に加入した期間の年金が受けられること」・「年金は連合会か基金のどちらに請求するか」を覚えておいてください。

その後、退職時の**お名前や住所に変更があったときは速やかに当基金に変更の届出**をしてください。

詳しくは「基金の年金・一時金」をご参照ください。